

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	佐藤直浩
【住所又は本店所在地】	埼玉県所沢市
【報告義務発生日】	令和7年9月16日
【提出日】	令和7年9月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アセンテック株式会社
証券コード	3565
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	佐藤直浩
住所又は本店所在地	埼玉県所沢市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	アセンテック株式会社
勤務先住所	東京都千代田区神田練堀町3番地

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アセンテック株式会社 管理本部長 佐藤 正信
電話番号	03-5296-9331

（2）【保有目的】

発行会社の取締役会長であり、安定株主として保有しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,001,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 1,001,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 1,001,200		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和7年9月16日現在)	V 14,580,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	6.87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	10.16

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年9月16日	普通株式	480,000	3.29	市場外	処分	1,680

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・保有株式のうち令和4年6月17日付で取得した1,200株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本株式の譲渡制限は、令和4年6月17日から発行会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない事となっております。

・保有株式のうち令和5年6月16日付で取得した1,000株については、発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。本株式の譲渡制限は、令和5年6月16日から発行会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない事となっております。

・提出者は、令和7年9月16日に、合同会社ルビィとの間で、提出者が保有する発行者の普通株式480,000株（以下「本株式」といいます。）を同日付で譲り渡す旨の株式譲渡契約を締結しております。（以下「本株式譲渡契約」と総称します。）なお、本株式譲渡契約に基づく株式の譲渡は、いずれも約定日が令和7年9月16日、受渡日が令和7年9月18日です。

また、本株式譲渡契約において、提出者は、合同会社ルビィとの間で以下の内容を合意しております（以下、提出者を「売主」といいます。）。

売主は、本株式譲渡契約に係る株式譲渡の実行後1年間（以下「譲渡等禁止期間」といいます。）、売主の保有する本株式以外の発行者の株式（以下「継続保有株式」といいます。）を第三者に譲渡、移転その他の方法により処分し又は当該株式に担保を設定（以下「譲渡等」といいます。）しないものとする。但し、継続保有株式に関して相続が生じた場合又は売主と合同会社ルビィが別途合意した場合はこの限りでないこと。

売主は、合同会社ルビィに対し、継続保有株式の譲渡等にかかる優先交渉権を付与するものとし、譲渡等禁止期間満了後、継続保有株式の譲渡等を希望する場合には、合同会社ルビィに対し書面による通知を行い、合同会社ルビィが要請する場合には、譲渡等の実行又はこれに係る第三者との協議に先立ち、合同会社ルビィとの間で誠実に協議を行うものとする。但し、継続保有株式に関して相続が生じた場合又は売主と合同会社ルビィが別途合意した場合はこの限りでないこと。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	69,954
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	

上記(Y)の内訳	平成23年8月24日付の1:10の株式分割により、無償で普通株式8,190株を取得しております。 平成24年3月9日付で普通株式5,200株処分しております。 平成28年12月7日付の1:50の株式分割により、無償で普通株式234,220株及び新株予約権5,880株を取得しております。 平成29年9月1日付の1:2の株式分割により、無償で普通株式239,000株及び新株予約権6,000株を取得しております。 平成30年3月6日新株予約権12,000株行使。 平成31年2月1日付の1:2の株式分割により、無償で普通株式490,000株及び新株予約権4,000株を取得しております。 平成31年4月23日付で普通株式66,000株を処分しております。 令和元年6月25日付で普通株式3,000株を贈与により処分しております。 令和元年8月29日付で普通株式88,700株を処分しております。 令和2年1月27日付で普通株式2,500株を贈与により処分しております。 令和2年1月30日付で普通株式6,000株を贈与により処分しております。 令和2年4月21日付で普通株式50,000株を処分しております。 令和2年5月28日付で普通株式1,800株を贈与により処分しております。 令和2年8月1日付の1:2の株式分割により、無償で普通株式762,000株及び新株予約権8,000株を取得しております。 令和3年10月14日付で普通株式12,000株を贈与により処分しております。 令和4年6月17日付で普通株式1,200株を譲渡制限付株式報酬により取得しております。 令和5年2月15日付で普通株式33,000株を贈与により処分しております。 令和5年6月16日付で普通株式1,000株を譲渡制限付株式報酬により取得しております。 令和7年3月29日付で権利行使期間満了により、新株予約権16,000株を処分しております。 令和7年9月16日付で普通株式480,000株を処分しております。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	69,954

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地